

建設業認可申請の手引

(事業承継・相続)



岡山県マスコット ももっち

<令和5年7月1日改訂>

(令和3年9月1日初版)

岡山県土木部監理課

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/59/>

建設業認可申請の手引 目次

I	事業承継等の認可制度について	1
1	許可の承継について	1
2	認可を受けるための要件	1
II	認可申請の手続について	3
1	認可の申請区分	3
2	申請手数料について	3
3	申請書類の提出先及び提出部数	3
4	県民局調査	4
5	認可通知	4
6	許可の有効期間	4
7	許可番号	5
8	承継の対象	5
III	認可申請書類等について	5
IV	事業承継における法人成の注意事項	10

I 事業承継等の認可制度について

1 許可の承継について

建設業者（建設業許可を受けている者）について、以下のいずれかにより建設業の全部を他の者が承継（譲渡・合併・分割・相続）する場合、所定の手続きを経て認可を受けることで、承継先は、承継元の許可を含む建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

- ①事業譲渡（個人事業主が生前に行う事業承継など。）（法第17条の2）
- ②法人の合併（法第17条の2）
- ③法人の分割（法第17条の2）
- ④相続（個人事業主に限ります。）（法第17条の3）

2 認可を受けるための要件

承継の認可を受ける場合、下記の全ての要件を満たしている必要があります。

（1）事業承継の事実が発生する前に申請し、認可を受けること

相続以外の事業承継については、承継の事実が発生する前に、あらかじめ認可を受ける必要があります。事前に建設業許可担当窓口にご相談いただいた上で、承継の効力が発生する日（譲渡・分割・合併が行われる日）の2か月前までに当課で受け付けられる必要がありますのでご注意ください。

相続については、被相続人（許可を受けている承継元）の死亡後30日以内に認可申請を提出する必要があります。

（2）事業承継後の許可業種について、承継先が許可の基準を満たすこと

（3）建設業の全部を事業承継すること

必ず承継元が受けていた建設業許可の全部を承継先に承継させる必要があります。承継元が受けていた建設業許可の一部のみを承継させることはできません。

一部のみを承継させたい場合は、認可申請の日の前までに承継を要しない業種について廃業届を提出してください。

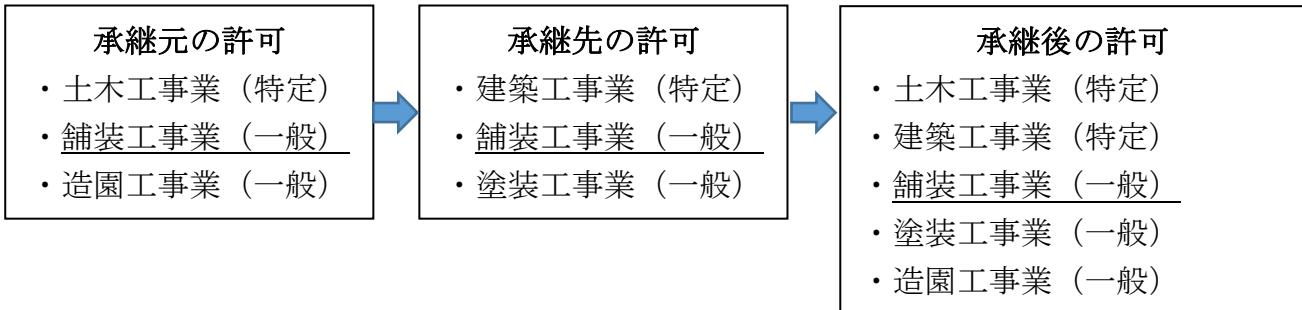
（4）承継元と同一業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じであること

1つの建設業者が同一業種について、一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同一業種の許可を有するときは、以下のとおり対応してください。

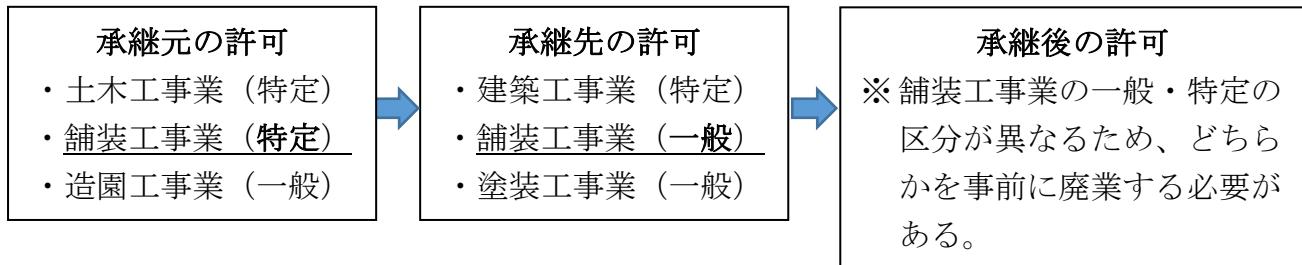
【参考】

- ①承継元と承継先の一般・特定の区分が同一の場合、そのまま承継可能。
- ②承継元と承継先の一般・特定の区分が異なる場合、不要な方を認可申請前に廃業する。

①一般・特定の区分が同一の場合の例



②一般・特定の区分が異なる場合の例



II 認可申請の手続について

認可申請をする場合、事前に監理課建設業班までご相談ください。

ただし、相談は事前審査ではありませんので、審査の結果、補正や取下げ指示、申請の拒否処分等となる場合があります。

1 認可の申請区分

申請区分		要 件
1	譲渡及び譲受け	<ul style="list-style-type: none">・譲渡人が岡山県知事許可業者であり、かつ、譲受人が国土交通大臣許可又は他の都道府県知事許可を受けていないこと・上記以外の場合は、国土交通大臣等へ申請
2	合 併	<ul style="list-style-type: none">・承継元（合併消滅法人又は分割被承継法人）が岡山県知事許可であり、かつ、承継先（合併存続法人又は分割承継法人）が国土交通大臣許可又は他の都道府県知事許可を受けていないこと
3	分 割	<ul style="list-style-type: none">・上記の場合以外は、国土交通大臣等へ申請
4	相 続	<ul style="list-style-type: none">・岡山県知事許可業者（個人事業主に限る）が死亡した場合で、かつ、相続人が国土交通大臣許可又は他の都道府県知事許可を受けていないこと・上記の場合以外は、国土交通大臣等へ申請・被相続人の死亡後30日以内に申請すること

2 申請手数料について

承継の認可申請については、手数料は不要です。

3 申請書の提出先及び提出部数

(1) 提出先

岡山県土木部監理課建設業班（県庁6階）

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

直通電話 086-226-7463

窓口審査時間 9:00～12:00、13:00～17:00（閉庁日を除く。）

事前審査は一切行いません。正本と副本を必要部数作成し、日付の記入等の遺漏がないことを確認し、書類を完全に整えた上で提出（送付）してください。

12時00分から13時00分の間は審査を休止しますので御注意ください。午前、午後とも、原則として審査時間終了の30分前までは入室（30分前までに入室されていない方の書類は審査をいたしかねますので御了承ください。）の上、窓口に着席する前までに審査を受けられる準備を整えてください。審査の途中であっても審査時間終了の時刻をもって審査は終了します。

なお、時間的な余裕がある場合は郵送による提出も受け付けていますので、上記宛に郵送してください。また、郵送で提出する旨を事前に上記へ電話でお知らせください。

（2）提出部数

黒ひも等でつづり、提出書類を閲覧用と非閲覧用に分け、

閲覧用3部（正1、副2）+非閲覧用3部（正1、副2）＝計6部を提出

※ひもを推奨するのは、修正の手間等を考慮したことです。

（3）受付票（認可申請時用）

必ずしも必要なものではありません。希望される方のみ必要事項を記載の上、窓口に提出してください。申請書の受付後に押印し、破線から下を返却します。受領票は申請書にはつづり込みます、1枚のみを別途提出してください。なお、提出は当日限りとなりますので、希望される場合は注意してください。

4 県民局調査

認可申請の内容によって、県民局調査を省略することができる場合があります。ただし、承継先が建設業の許可を有していない場合などは、県民局調査の対象となります。

県民局調査については、許可申請受理後、半月程度で所轄の県民局から実施の連絡を行います。調査においては、許可要件確認のために必要な書類の提出等を求めますので、担当者の指示に従ってください。なお、承継後でなければ調査できない要件については、認可通知後に県民局から調査の連絡を行う場合があります。

5 認可通知

認可されると、認可通知書及び申請書副本を郵送します。大切に保存してください。

また、認可通知書の再発行及び認可したことについての証明書の発行はできません。

6 許可の有効期間（法第17条の2第7項及び法第17条の3第5項）

建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算（5年間）されます。

※相続人（承継先）が認可申請をしたときは、被相続人（承継元）の死亡の日からその認可を受ける日又は認可をしない旨の通知（不認可処分）を受ける日までは、被相続人に対してした建設業許可はその相続人（承継先）に対してしたものとみなします。

(例1：相続以外の場合)

認可申請日	令和3年3月20日	<u>承継後の許可の有効期間</u>
認可日	令和3年5月20日	→ 令和3年6月1日
承継日	令和3年6月1日	～令和8年6月1日 (承継日当日を含む。)

(例2：相続の場合)

死亡日	令和3年7月15日	<u>承継後の許可の有効期間</u>
認可申請日	令和3年7月30日	→ 令和3年7月15日
認可日	令和3年9月10日	～令和8年7月15日 (死亡日当日を含む。)

7 許可番号

原則として、承継元の許可番号を使用します。

ただし、認可申請前から承継先が岡山県知事許可業者である場合は、承継元と承継先のどちらの許可番号を使用するか選択できます。選択した許可番号を認可申請書に記載し、申請後は選択した許可番号を変更することはできません。

8 承継の対象

承継について認可を受け、承継の事実が発生すると、法に基づく承継元の建設業者としての地位を承継先が承継します。

「建設業者としての地位を承継する」とは、建設業の許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つことになります。このため、建設業者としての地位の承継先は承継元の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、承継することになります。

ただし、違法行為を行った者に対して直接適用される罰則については、承継されません。例えば、被相続人に対する刑罰の効果については、相続人に承継されません。

III 認可申請書類等について

認可申請に必要な書類一覧については、P 6～P 9をご参照ください。

認可申請書、添付書類及び確認資料一覧表

閲覧用と非閲覧用を分けてつづり、それぞれ3部（計6部）を提出してください。

① 【閲覧用】

番号	提出書類 ● …必須提出書類 ○ …譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が建設業許可業者である場合、既提出であれば省略可能 △ …譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が建設業許可業者であり、既に提出した書類の記載事項に変更がない場合は省略可能 — …不要	要否 (◎×)		省略可能な書類		
		法人の場合	個人の場合	事業譲渡	合併	会社分割
1 表紙	岡山県独自様式	◎	◎	●	●	●
2 謙渡及び謙受け認可申請書	様式第22号の5	◎	◎	●	-	-
3 合併認可申請書	様式第22号の7	◎	◎	-	○	-
4 分割認可申請書	様式第22号の8	◎	◎	-	-	○
5 役員等の一覧表	別紙一	◎	×	●	●	●
6 営業所一覧表	別紙二	◎	◎	●	●	●
7 専任技術者一覧表	別紙三	◎	◎	●	●	●
8 工事経歴書	様式第2号	◎	◎	○	○	○※2
9 直前3年の各事業年度における工事施工金額	様式第3号	◎	◎	○	○	○※2
10 使用人数	様式第4号	◎	◎	●	●	●
11 欠格要件に該当しないことの誓約書	様式第6号	◎	◎	△	△	△
12 建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人・営業所長等）の一覧表	様式第11号	◎	◎	○	○	○
13 定款		◎	×	△	△	△
14 法人用の貸借対照表	様式第15号	◎	×	○	○※1	○※2
15 法人用の損益計算書、完成工事原価報告書	様式第16号	◎	×			
16 株主資本等変動計算書	様式第17号	◎	×			
17 注記表	様式第17号の2	◎	×			
18 附属明細表 ※必要な場合	様式第17号の3	◎	×	○※3	-	-
19 個人用の貸借対照表	様式第18号	×	◎			
20 個人用の損益計算書	様式第19号	×	◎			
21 営業の沿革	様式第20号	◎	◎	●	●※1	●※2
22 所属建設業者団体	様式第20号の2	◎	◎	△	△※1	△※2
23 主要取引金融機関名	様式第20号の3	◎	◎	△	△	△

② 【非閲覧用】

番号	提出書類	要否 (◎×)		省略可能な書類		
		法人の場合	個人の場合	事業譲渡	合併	会社分割
● …必須提出書類						
○ …譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が建設業許可業者である場合は省略可能						
△ …譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が建設業許可業者であり、既に提出した書類の記載事項に変更がない場合は省略可能						
— …不要						
1 表紙	岡山県独自様式	◎	◎	●	●	●
2 常勤役員等（経管等）証明書	様式第7号	◎	◎	△	△	△
常勤役員等の略歴書	別紙			△	△	△
常勤役員等及び直接補佐する者の証明書	様式第7号の2			△	△	△
常勤役員等の略歴書	別紙一			△	△	△
常勤役員等を直接補佐する者の略歴書	別紙二			△	△	△
組織図等				△	△	△
4 専任技術者証明書	様式第8号	◎	◎	△	△	△
5 専技合格証明書・実務経験証明書等		◎	◎	△	△	△
6 許可申請者（法人の役員等・本人等）の住所、生年月日等に関する調書	様式第12号	◎	◎	△	△	△
7 建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人・支店所長等）の調書	様式第13号	◎	◎	△	△	△
8 株主調書	様式第14号	◎	×	△	△	△
9 社会保険関係の届書を提出することの誓約書	第22号の6	◎	◎	●	●	●
10 謙譲及び譲受に関する契約書写し（注）		◎	◎	●	—	—
11 謙譲又は譲受けに関する株主総会の決議録等		◎	◎※4	●	—	—
12 合併契約書の写し及び合併比率説明書（注）		◎	×	—	●	—
13 謙譲合併に関する株主総会の決議録等		◎	×	—	●	—
14 分割契約書の写し及び分割比率説明書（注）		◎	×	—	—	●
15 分割に関する株主総会の決議録等		◎	×	—	—	●
16 商業登記に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）		◎	×	△	△※1	△※2
17 法定代理人の登記事項証明書		◎	◎	△	△※1	△※2
18 事業税納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載されているもの）		◎	◎	○※3	○※1	○※2
19 登記されていないことの証明書		◎	◎	○	○	○
20 身分証明書（本籍地で取得）		◎	◎	△	△	△
21 500万円以上の残高証明書（申請時から1か月以内のもの）等		◎	◎	△	△	△※5
22 合併の方法及び条件が記載された書類		◎	◎	—	●	—
23 分割の方法及び条件が記載された書類		◎	◎	—	—	●

※様式第22号の9が必要な場合あり

③ 【承継発生後2週間以内に提出】

提出書類		法人の場合	個人の場合	事業譲渡	合併	会社分割
健康保険等の加入状況	様式第7号の3	◎	◎	●	●	●
健康保険・厚生年金・雇用保険に加入届出をしていることを証する書類		◎	◎	●	●	●

※1 合併により新設される会社の場合は不要

※2 新設分割により設立される法人の場合は不要

※3 新設法人や申請日時点で所轄税務署への事業開始届を行っていない個人事業主は、後日提出可

※4 譲受人が個人であっても、譲渡人が法人であれば提出が必要

※5 新設分割により設立される法人の場合、後日提出可

（注）譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写し等について

・譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出（株主総会の承認が不要な場合を除く。）

・分割が新設分割である場合にあっては、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出（株主総会の承認が不要な場合を除く。）

・譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる（法人成）場合は、当該個人事業主と法人成後の法人との譲渡契約書を添付。譲渡契約を結ばない場合は法人成の新規許可申請となるため建設業許可の手引を参照

する2又
書は
類3の
提出す
れか該
こと當

認可申請書と添付書類一覧表（相続）

閲覧用と非閲覧用を分けてつづり、それぞれ3部（計6部）を提出してください。

① 【閲覧用】

番号	提出書類		備 考
	● …必須提出書類	○ …相続人が建設業許可業者である場合は省略可能	
1 表紙	岡山県独自様式	●	
2 相続認可申請書	様式第22号の10	●	
3 営業所一覧表	別紙二	●	
4 専任技術者一覧表	別紙三	●	
5 工事経歴書	様式第2号	○	
6 直前3年の各事業年度における工事施工金額	様式第3号	○	
7 使用人数	様式第4号	●	
8 欠格要件に該当しないことの誓約書	様式第6号	△	
9 令3条に規定する使用人の一覧表	様式第11号	●	
10 個人用の貸借対照表	様式第18号	○	
11 個人用の損益計算書	様式第19号	○	
12 営業の沿革	様式第20号	●	
13 所属建設業者団体	様式第20号の2	△	
14 主要取引金融機関名	様式第20号の3	△	

② 【非閲覧用】

番号	提出書類		備 考
	● …必須提出書類 ○ …相続人が建設業許可業者である場合は省略可能 △ …相続人が建設業許可業者であり、記載事項に変更がない場合は省略可能 ◇ …該当者のみ提出 — …不要		
1	表紙	岡山県独自様式	●
2	常勤役員等（経管等）証明書	様式第7号	△
	常勤役員等の略歴書	別紙	△
3	常勤役員等及び直接補佐する者の証明書	様式第7号の2	△
	常勤役員等の略歴書	別紙一	△
	常勤役員等を直接補佐する者の略歴書	別紙二	△
	組織図等		△
4	専任技術者証明書	様式第8号	△
5	専技合格証明書・実務経験証明書等		△
6	申請者の住所、生年月日等に関する調書	様式第12号	△
7	令3条に規定する使用人の調書	様式第13号	△ 該当する場合のみ
8	社会保険関係届書の提出誓約書	第22号の11	◇
9	商業登記に係る登記事項証明書		◇ 支配人登記されている場合
10	法定代理人の登記事項証明書		◇
11	事業税納税証明書		○
12	登記されていないことの証明書		◇
13	身分証明書（本籍地で取得）		◇ 申請人・支配人
14	500万円以上の残高証明書（申請時から1か月以内のもの）		● 自己資本500万円以上の場合は不要
15	申請人と被相続人との続柄を証する書類		● 戸籍謄本等
16	建設業を申請者が継続して営業することに対する他相続人の同意書		◇ 他に相続人がいる場合のみ※

※申請者以外の全ての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を載した書面に、申請者以外の全ての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書の提出が必要

注 その他、専任技術者等の常勤性確認書類が必要な場合あり

③ 【確認資料（☆つづらず1部のみ提示）】

	提示書類	備 考
1	被相続人の死亡日が確認できる書類	

④ 【認可日から2週間以内に提出】

	提出書類	備 考
1	健康保険等の加入状況	様式第7号の3
2	健康保険・厚生年金・雇用保険の領収書等の写し	

IV 事業承継における法人成の注意事項

法人成(個人→法人)による事業承継の認可を受ける場合、次の事項に注意してください。

1 認可申請に関する注意事項

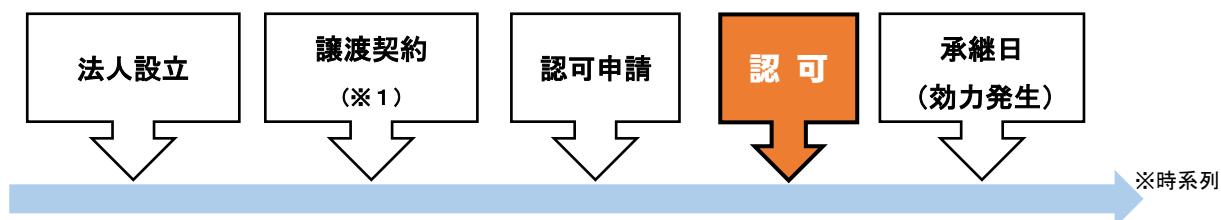
事業を承継する日の2か月前までに、事業承継の認可申請を監理課建設業班に提出する必要があります。

【認可申請受付後の県民局による営業所調査】

法人成後の常勤役員等（経管）や専任技術者、営業所に変更がない場合でも、営業所調査は必ず実施されます（看板の変更、電話契約の法人名義への変更などの確認が必要であるため。なお、変更のない常勤役員等（経管）や専任技術者に係る要件確認は省略されます。）。

2 法人設立に関する注意事項

認可申請前に法人を設立する必要があります。また、法人設立後に、個人事業主と設立後の法人との間で譲渡契約（※1）を締結することが必要です。



(※1) 許可業者である個人事業主が、「財産の譲渡人（承継元）」及び「法人の代表者（承継先）」の双方の立場で譲渡契約を行うこととなります。

3 常勤性等の維持に関する注意事項

建設業許可を受けた個人事業主の常勤性・専任性を維持するため、事業の承継日（＝譲渡契約書で定める日）までは、法人における役職は、非常勤役員でなければいけません。つまり、事業の承継日が、法人の社会保険の加入日（※2）となります。事業の承継日の前後で社会保険に加入してしまうと、個人事業主や法人の役員の常勤性・専任性が失われてしまい、認可の取消しの対象となるので注意してください。

(※2) 個人事業主が建設国保に加入しており、法人成後も建設国保に加入する場合は、承継日後の提出書類として次の書類を提出してください。

- 「被保険者変更届」又は「事業所変更届」（写し）（法人設立日から14日以内に事業主が申請するもの）

また、建設業許可を受けた個人事業主として常勤性・専任性を維持するため、法人を設立した後も、事業承継の認可があるまでは、法人での活動はできず、従前のとおり個人事業主としての活動しかできません。

- 上記1～3の全てを満たさない場合には、従来の方法（個人を廃業した後、設立した法人で新規に建設業許可を申請する。）により、申請を行ってください。従来の方法では、法人に対する新規の建設業許可があるまでの間は、無許可の期間が発生しますので、ご注意ください。
- 事業承継と併せて入札参加資格の承継をする場合には別途手続が必要です。詳しくは、監理課建設業班までお問い合わせください。

【参考】法人成に関するQ&A

(事業承継の認可前の法人での活動内容)

Q 1 認可がある前に、法人として活動できることはありますか。

A 1 認可がある前に法人としてできることとして、個人事業主との譲渡契約及び銀行等における法人名義の預金口座の作成、法人設立届出書の所轄税務署への提出（法人税法第148条）、青色申告の承認申請書の所轄税務署への提出（法人税法第122条）ができます。しかし、法人として、工事契約や材料仕入れ、リース資産の名義変更をすることなどはできませんので、注意してください。